

サービス付き高齢者向け住宅立入検査員証事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、サービス付き高齢者向け住宅事業管理業務(以下「事業管理業務」という。)に従事する職員に対し、浜松市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る取扱要領(以下「要領」という。)第7条に基づき、サービス付き高齢者向け住宅の立入検査を行う権限を有する者としての身分を示す証票である「サービス付き高齢者向け住宅立入検査員証」(以下「検査員証」という。)の交付事務取扱いについて必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 交付対象者は、事業管理業務に従事する職員又は当該業務を補助する職員(以下「職員」という。)とする。

(検査員証の交付)

第3条 検査員証は、住宅課において交付する。

2 検査員証は、「サービス付き高齢者向け住宅立入検査員証」(様式第1号)とする。

3 住宅課は、「サービス付き高齢者向け住宅立入検査員証交付名簿」(様式第2号)を作成し、検査員証を交付した職員が検査員証を受領したことを確認しなければならない。

(交付期間)

第4条 職員への検査員証の交付期間は、事業管理業務に従事することとなった日からその必要がなくなった日までとする。また、検査員証の交付期間中は、検査員証は有効であるものとする。

(検査員証の携帯)

第5条 職員は、サービス付き高齢者向け住宅の立入検査を行う際は、必ず検査員証を携帯しなければならない。

(再交付)

第6条 次の規定により届出があった場合、住宅課は検査員証を再交付することができる。

(1) 検査員証を損失、汚損又は紛失した者は、サービス付き高齢者向け住宅検査員証紛失届(第3号様式)を住宅課に提出しなければならない。

(2) 検査員証に記述されている事項に変更が生じた者は、サービス付き高齢者向け住宅検査員証変更届(第4号様式)を住宅課に提出しなければならない。

(無効)

第7条 次に該当する検査員証は無効とする。

- (1) 公印が押印されていないもの
- (2) 次条の規定により返納されたもの
- (3) 住宅課以外で交付されたもの

(返 納)

第 8 条 次に該当する場合は、検査員証を速やかに住宅課へ返納しなければならない。

- (1) 職員が、事業管理業務に従事する必要がなくなった場合。
- (2) 検査員証の再交付を受けた場合。
- (3) 紛失した検査員証が発見された場合。

2 住宅課は、返納された検査員証を適切に処分しなければならない。

(附 則)

この要領は、平成 2 6 年 8 月 2 2 日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

第 号	
立 入 検 査 員 証	
所 属	
職 氏 名	
	生
上記の者は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第24条の規定により立入検査を行う権限を有する者であることを証明する。	
年 月 日	
浜松市長 鈴木 康友 印	

	所属長	所属長 補佐	グループ長

年 月 日

(あて先)
浜松市長

所 属
氏 名

サービス付き高齢者向け住宅立入検査員証紛失届

次の理由により、サービス付き高齢者向け住宅立入検査員証を紛失・損傷したので、再交付願います。

記

1 理 由

(日 時) 年 月 日 午前・午後 時 分ごろ

(場 所)

	所属長	所属長 補佐	グループ長

年 月 日

(あて先)
浜松市長

所 属
氏 名

市営住宅立入検査員証変更届

次のとおり、サービス付き高齢者向け住宅立入検査員証に変更が生じたので、再交付願います。

記

1 変更事項 (旧)

(新)

2 変更発生日 年 月 日